

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（341））
2. 日時：平成29年9月11日 13時30分～17時30分
3. 場所：原子力規制庁 19階資料学習室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、宮本管理官補佐、大塚安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、日南川安全審査官、正岡安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、穂藤保安規定係長、竹内技術参与

（地震・津波研究部門）

藤田技術研究調査官、福西技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員（発電管理室長代理） 他12名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 安全技術グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力安全評価チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力耐震）

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山の影響、竜巻）」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<火山の影響>

- 平成12年建設省告示2464号（JIS適合品については、材料強度×1.1倍以下の数値をとることが可能）を積雪荷重に対する評価に適用することの妥当性について、結論を整理して提示すること。
- 評価対象建屋の二次部材に対する設計方針を整理して提示すること。
- 除灰の対応方針について、運用方法を詳細に整理して提示すること。（堆積厚さを50cm以下に管理する方法等を提示すること。）

<竜巻>

- 竜巻で開放し得るブローアウトパネルの想定について、根拠を詳細に整理して提示すること。
- ブローアウトパネルの開放による気圧差の影響及び設計飛来物による影響に

ついて、具体的に整理して提示すること。また、ブローアウトパネルは高所に設置しているため飛来物が到達しないとしている高さの考え方について提示すること。(建屋内で防護すべき設備、防護方法等を提示すること。)

- 入構申請時の飛散評価により飛来物化しないと判定された車両について、退避不要であるとしているが、該当車両がないのであれば記載を修正すること。
- ブローアウトパネル開口部からの風の侵入に伴う天井クレーンの倒壊等による燃料への影響がないように講じる対応について、「16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設」の対応と整合するよう整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（外部からの衝撃による損傷の防止（火山））
- ・ 東海第二発電所 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）（審査会合における指摘事項への回答）
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））
- ・ 東海第二発電所 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） 審査会合コメント回答